

議案第9号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

◇教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令について

1 規則の改正理由

地方公務員法の改正（定年引上げ等）に伴い、所要の改正を行う。

2 改正概要

- (1) 現行の再任用制度が定年前再任用短時間勤務制と暫定再任用制度に変更されることに伴い記載を整理
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定（以下これらの規定を「暫定再任用関係規定」という。）により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、配置換（前2号に掲げるもの及び勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、職名変更（第1号に掲げるものを除く。）、兼職（前号に掲げるものを除く。）、兼務（前号に掲げるものを除く。）、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除（前号に掲げるものを除く。）、事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達</u></p>	<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）<u>又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、配置換（前2号に掲げるもの及び勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、職名変更（第1号に掲げるものを除く。）、兼職（前号に掲げるものを除く。）、兼務（前号に掲げるものを除く。）、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除（前号に掲げるものを除く。）、事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達</u></p>

算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。)による伝達

別表 (第3条関係)

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員(第2及び第3に掲げる職員を除く。)の場合

1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定又は暫定再任用関係規定により採用する場合を除く。)

鳥取県(ア)……に任命する
……職……級に決定する

……号給を給する
……勤務を命ずる

(イ)……を命ずる
任期は……年……月……日までとする

(ア) 職員の種類の別とする。

○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。

○所属課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1

別表 (第3条関係)

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員(第2及び第3に掲げる職員を除く。)の場合

1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。)

鳥取県(ア)……に任命する
……職……級に決定する

……号給を給する
……勤務を命ずる

(イ)……を命ずる
任期は……年……月……日までとする

(ア) 職員の種類の別とする。

○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。

○所属課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1

<p>1 週間の勤務時間は …………時間とする</p>	<p>項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。</p> <p>○任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>	<p>1 週間の勤務時間は …………時間とする</p>	<p>項(第1号に限る。)又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児休業等任期付職員」という。)、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。</p> <p>○任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>
<p>2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合) 鳥取県…………に任命する …………勤務を命ずる …………を命ずる 期限(任期)の定めのない職員となる</p>	<p>○職員の種類を異動させる場合に限る。 ○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への昇任の場合を除く。 ○勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に</p>	<p>2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合) 鳥取県…………に任命する …………勤務を命ずる …………を命ずる 期限(任期)の定めのない職員となる</p>	<p>○職員の種類を異動させる場合に限る。 ○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への昇任の場合を除く。 ○勤務延長職員又は<u>再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p>

<p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p>	<p>限る。</p> <p>○職員の種類を異動させる場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p>	<p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p>	<p>○職員の種類を異動させる場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への降任の場合を除く。</p> <p>○勤務延長職員又は<u>再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p>
<p>4 <u>配置換</u>（昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>1 週間の勤務時間は……時間とする</p>	<p>○職員の種類を異動させる場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への<u>配置換</u>の場合を除く。</p> <p>○職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を<u>配置換</u>する場合に限る。</p> <p>○勤務延長職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は<u>暫定再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>（<u>暫定再任用職員のうち地方公</u></p>	<p>4 <u>配置換え</u>（昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。）</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限（任期）の定めのない職員となる</p> <p>1 週間の勤務時間は……時間とする</p>	<p>○職員の種類を異動させる場合に限る。</p> <p>○所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への<u>配置換え</u>の場合を除く。</p> <p>○職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を<u>配置換え</u>する場合に限る。</p> <p>○勤務延長職員又は<u>再任用職員</u>が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○<u>地方公務員法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により採用された職員</u></p>

<p>5～41 略</p> <p>42 <u>定年前再任用</u>（<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用する場合</u>）又は<u>暫定再任用</u>（<u>暫定再任用関係規定により採用する場合</u>）</p> <p>鳥取県…に<u>定年前再任用</u>する</p> <p>鳥取県…に<u>暫定再任用</u>する</p> <p>……職……級に決定する</p> <p><u>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する</u></p> <p><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する</u></p> <p><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する</u></p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>任期は…年…月…日</p>	<p><u>務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）、任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u></p> <p>○<u>定年前再任用の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用の場合</u></p> <p>○<u>定年前再任用の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としての採用を除く。）の場合</u></p> <p>○<u>暫定再任用（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としての採用に限る。）の場合</u></p> <p>○<u>所属課所の長への定年前再任用又は暫定再任用の場合を除く。</u></p>	<p>5～41 略</p> <p>42 <u>再任用</u>（<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合</u>）</p> <p>鳥取県…に<u>再任用</u>する</p> <p>……職……級に決定する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>任期は…年…月…日</p>	<p>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）、<u>任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u></p> <p>○<u>所属課所の長への再任用の場合を除く。</u></p>
---	--	---	---

<p>までとする</p> <p>1 週間の勤務時間は ……時間とする</p>	<p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員</u>の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>	<p>までとする</p> <p>1 週間の勤務時間は ……時間とする</p>	<p>○<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>
<p>43 任期更新</p> <p><u>暫定再任用</u>の任期を …年…月…日まで更新する</p>	<p>○<u>令和3年改正法附則第4条第3項（令和3年改正法附則第5条第5項、第6条第3項又は第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により暫定再任用の任期を更新する場合に限る。</u></p>	<p>43 任期更新</p> <p><u>再任用</u>の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○<u>地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。</u></p>
<p>任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>任期付研究員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>育児休業等任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>育児休業等任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>特定任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>特定任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>一般任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>一般任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に</p>	<p>任期付職員の任期を…年…月…日まで更新する</p>	<p>○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に</p>

<p>新する</p>	<p>関する法律第7条第2項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>新する</p>	<p>関する法律第7条第2項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>44 任期満了退職</p> <p><u>定年前再任用又は暫定再任用</u>の任期の満了による退職</p> <p>任期付研究員の任期の満了による退職</p> <p>育児休業等任期付職員の任期の満了による退職</p> <p>特定任期付職員の任期の満了による退職</p> <p>一般任期付職員の任期の満了による退職</p> <p>任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員</u>が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○育児休業等任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>44 任期満了退職</p> <p><u>再任用</u>の任期の満了による退職</p> <p>任期付研究員の任期の満了による退職</p> <p>育児休業等任期付職員の任期の満了による退職</p> <p>特定任期付職員の任期の満了による退職</p> <p>一般任期付職員の任期の満了による退職</p> <p>任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>○<u>再任用職員</u>が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○育児休業等任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>○任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p>45～55 略</p>		<p>45～55 略</p>	
<p>56 昇格（職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合） ……職…級に決定する</p> <p><u>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する</u></p> <p><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する</u></p> <p><u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附</u></p>	<p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員の昇格の場合に限る。</u></p> <p>○<u>暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の昇格の場合に限る。</u></p> <p>○<u>暫定再任用短時間勤務職員の昇格の場合に限る。</u></p>	<p>56 昇格（職務の級を現に属する職務の級より上位の職務の級に変更する場合） ……職…級に決定する</p>	

<p><u>則第15条の規定により算定した給料月額を給する</u> ……号給を給する</p> <p>57 降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合） ……職……級に決定する</p> <p><u>職員の給与に関する条例第4条第11項の規定により算定した給料月額を給する</u> <u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条の規定により算定した給料月額を給する</u> <u>職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第15条の規定により算定した給料月額を給する</u> ……号給を給する</p> <p>58・59 略 第2～第4 略</p>	<p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員</u>の昇格の場合を除く。</p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の降格の場合に限る。</p> <p>○<u>暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）</u>の降格の場合に限る。</p> <p>○<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>の降格の場合に限る。</p> <p>○<u>定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員</u>の降格の場合を除く。</p>	<p>……号給を給する</p> <p>57 降格（職務の級を現に属する職務の級より下位の職務の級に変更する場合） ……職……級に決定する</p> <p>……号給を給する</p> <p>58・59 略 第2～第4 略</p>	<p>○<u>再任用職員</u>の昇格の場合を除く。</p> <p>○<u>再任用職員</u>の降格の場合を除く。</p>
--	---	---	---

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹